|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| １補助事業 | ２補助対象者 | ３補助基準額 | ４補助対象経費 | ５全体に占める割合 |
| 八頭町障がい児・者地域生活体験事業 | 生活体験ホームを運営する県の指定を受けた社会福祉法人等 | 生活体験ホームアの算式により算出された額とイの額の合計額。ア　利用者一人当たりの日額単価×年間利用延べ日数（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第２９条第３項及び３０条第２項並びに附則第２２条第４項の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成２４年厚生労働省告示第１２４号）別表第１の５に定める体験宿泊加算（以下「障害福祉サービス」という。）の利用日数を除く。）

|  |
| --- |
| 日　額　単　価　 |
| ４，２７０円／人 |

※ただし補助基準額上限は予算の範囲内とする。イ　家賃補填額事業実施主体１箇所当り３３０，０００円※補助基準の算定にあたって、第２欄に掲げる実施主体が障害福祉サービスを実施することが可能な場合については、その実施可能な部分について同サービスを適用するものとする。 | 生活体験ホーム運営のために必要な経費（人件費、通信運搬費、消耗品費、光熱水費、賃借料等（工事請負費（県内事業者が施工を行ったものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。）及び委託費（県内事業者が実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りではない。）を含む。）） | 町に居住する利用者の年間利用延べ日数／生活体験ホームの年間利用延べ日数（障害福祉サービスの利用日数を除く。） |

別　表（第３条関係）